独仏協同組合の組合員制度

〔要　　旨〕

1　ドイツとフランスの協同組合は，法体系において対照的である。ドイツには，協同組合全体に共通して組織を規定する協同組合法があり，事業は他業態と同じ一般的な法規による。組織についても組合員制度を中心に定款によって各組合が規定する部分が多い。一方，フランスでは，協同組合共通法と種類別協同組合法があり，種類別協同組合法がまず適用され，そこに規定がないものについては協同組合共通法による。農協には農協法が，クレディ・アグリコルについては農業信用法が，それぞれの組織と事業について規定している。

2　ドイツの農業系協同組合および協同組合銀行は，それ自体としては政策目的の遂行機関とは位置づけられていないため，政策目的および支援の対象である組合員の資格や活動が法律上限定されている必要がない。一方，フランスでは農協もクレディ・アグリコルもそれぞれ国の農業に対する支援策と歴史的に強く結びついてきたため，組合員の資格や組合の事業が法的に限定されてきた。

3　この結果，ドイツでは，組合員制度の大部分を定款で規定できるが，農業系協同組合と協同組合銀行の多くでは組合員資格を規定していない。フランスの農協は正組合員と準組合員の２種類の組合員を持ち，準組合員に議決権を付与し，員外利用も一定程度認めつつも正組合員中心の運営の仕組みが工夫されている。クレディ・アグリコルでは当初は農業者とその組織に組合員が限定されていたが，一般金融機関化に伴って徐々に組合員の範囲は拡大し，現在では，原則誰でも組合員にも利用者にもなることができる。

4　環境の変化に組合員制度が対応するには，法律の改正による方法と定款による方法が考えられる。ドイツでは組合員制度の多くが定款の規定にゆだねられている上に1973年の法改正によりさらに定款の選択肢を拡大した。フランスにおいては，組合員制度の変更には原則法律改正が必要であるが，農協，クレディ・アグリコルともに，法改正によって定款にゆだねる部分を拡大させている。環境の変化への柔軟な対応や組合の多様化への対応のためには，定款による各組合の選択を重視するという方法がとられていると考えられる。

目　次

はじめに
⑴　分析の対象
⑵　独仏の協同組合の法体系
⑶　政策と協同組合の関係
1　ドイツの協同組合の組合員制度
⑴　ドイツの協同組合の概要
⑵　定款自治
⑶　組合員資格
⑷　出資
⑸　議決権
⑹　員外利用
⑺　1973年の協同組合法大改正
2　フランスの協同組合の組合員制度
⑴　フランスの協同組合の概要
⑵　農協の組合員制度
⑶　クレディ・アグリコルの組合員制度
むすび
⑴　政策目的と組合員制度の法的限定
⑵　組合員制度の変化への対応
⑶　協同組織金融機関の組合員・利用のオープン化と組合員との紐帯強化

はじめに

⑴　分析の対象

協同組合は組合員を中心とする組織であり，それぞれの協同組合において，その目的と組合員の範囲との関係，組合員と事業，運営との関係は，その組合の性格を決める主要な要素である。組合員を中心としたこのような関係を本稿では組合員制度として分析の対象とする。

本稿では，協同組合法の体系でも協同組合そのものが政策目的の遂行機関と位置付けられているかという点でも，対照的なドイツとフランスの協同組合を取り上げ，そのうち，日本の総合農協との対比という意味からそれぞれの農協と協同組織金融機関の組合員制度を対象とする。ドイツについては農業系協同組合と協同組合銀行，フランスについては農協とクレディ・アグリコルである。これらの協同組合の組合員制度の特徴と，環境の変化に対応してどのように組合員制度が変化してきたかを中心に取りまとめる。

なお，ドイツの一部の兼営組合を除き独仏の農協では信用事業を行っておらず，協同組織金融機関も金融事業（保険を含む）のみを行っている点で，日本の総合農協とは大きく異なっていることに留意されたい。

⑵　独仏の協同組合の法体系

最初に，両国の協同組合に関する法体系の概要を紹介する。

ドイツでは，1889年に制定された，「産業および経済協同組合に関する法律」（Gesetz betreffend die Erwerb-und Wirtschaftsgenossenschaft：以下「協同組合法」という）が，協同組合に関する唯一で共通の根拠法となっている。協同組合法は，協

同組合の組織を規定した法律であり，例えば協同組合銀行の事業が金融機関全体を対象とした信用組織法によるように，事業については，他の組織にも共通する一般的な法規が適用される。

一方，フランスにおいては，全協同組合を対象とする共通法である，「1947年９月10日協同組合制度の地位を定める法律第47-1775号」（以下「協同組合共通法」という）があり，また，各種協同組合についての種類別協同組合法がある。農協については農業協同組合法，クレディ・アグリコルについては農業信用法がある。協同組合共通法と種類別協同組合法では，種類別協同組合法がまず適用され，規定がない場合に協同組合共通法が適用されるという関係である。また，協同組合共通法は組織法であり，種類別協同組合法は組織と事業の両方を規定している。さらに，クレディ・アグリコルについては84年の新銀行法の対象金融機関でもあり，組織・事業両面で新銀行法の適用も受けている。

(3) 政策と協同組合の関係

ドイツとフランスでは政策と協同組合との関係も異なっている。ドイツでは協同組合そのものが政策目的を遂行する手段でなく，公的支援の対象でもないため，政策に対応するかたちで協同組合の組合員や活動を法律上限定する必要がない。

一方フランスの農協とクレディ・アグリコルは，農業政策を進める上で大きな役割を果たすとともに優遇措置なども行われており，また組合員や活動は法律上限定されてきた。

1　ドイツの協同組合の組合員制度

(1) ドイツの協同組合の概要

ドイツの協同組合には，協同組合銀行（信用協同組合），農業系協同組合，事業系協同組合，消費協同組合，住宅協同組合の５つの種類がある。うち，本稿で対象とするのは，農業系協同組合と協同組合銀行である。この一部に購買・販売事業を行う協同組合銀行（以下「兼営組合」という）がある。

2004年における農業系協同組合（兼営組合を含む）の事業体数は3,472，組合員数は235万人であり，協同組合銀行（兼営組合を含む）の事業体数は1,354，組合員数は1,551万人である。うち兼営組合の事業体数は249，組合員数は153万人である。

農業系協同組合には，兼営組合のほか，購買・販売協同組合，酪農協同組合，青果物協同組合，ワイン醸造協同組合，家畜・食肉加工協同組合などが含まれ，日本における専門農協が中心である。また，漁業協同組合も含まれる。兼営組合も含め農業系協同組合の235万人の組合員のうち，農家は69万人であり，それ以外は融資を受ける人や商品を購入する人なども組合員となっている。

農業系協同組合の連合会組織には非事業組織と事業組織があり，非事業組織は監査

を中心とする地方中央会および全国中央会であるDRVがあり，事業組織には，地域基幹中央会と全国規模連合会が合わせて24ある。地域基幹中央会にはバイバ株式会社など株式会社となっているものもある。本稿での対象は単協段階の農業系協同組合である（第１図）。

協同組合銀行は，信用組織法によるすべての銀行・証券業務を行っている。組合員数は1,551万人，顧客数は３千万人，国内における対顧客預金に占めるシェアは単協段階で19.2%，中央銀行段階では1.7%とほぼ２割である。

協同組合銀行には，フォルクスバンク，ライファイゼンバンクのほか，協同組合原則により経営されるシュパルダバンク，PSDバンク，APOバンクなどが含まれる。協同組合銀行のうち兼営組合があるのはライファイゼンバンクのみである。

連合会組織には，農業系協同組合と同様に，非事業組織と事業組織があり，非事業組織には農業系協同組合と共通の地方中央会があり，全国組織であるBVRがある。

事業組織には，地方段階でＷＧＺ－BANKが，全国段階に株式会社であるDZ BANKがあり，その他に抵当銀行などの専門金融機関がある。本稿で組合員制度の対象としているのは，単協段階の協同組合銀行である。

1960年時点では，協同組合銀行に占める兼営組合の割合は組合数で76%，組合員数で36%であったが，04年には組合数で19%，組合員数では10%まで低下している（第２図）。

これは，兼営組合における経済事業の取扱高は少なく（注１），収支的に厳しいために，合併などを契機として，取扱規模の大きい経済事業単営の協同組合や連合会に経済事業を売却し，信用事業に特化してきたためである。

（注１） 2004年の兼営組合の１組合員当たりの取扱高は900ユーロで，その他の農業系協同組合の4.4%に過ぎない。

第1図　ドイツの農協と協同組合銀行の系統組織

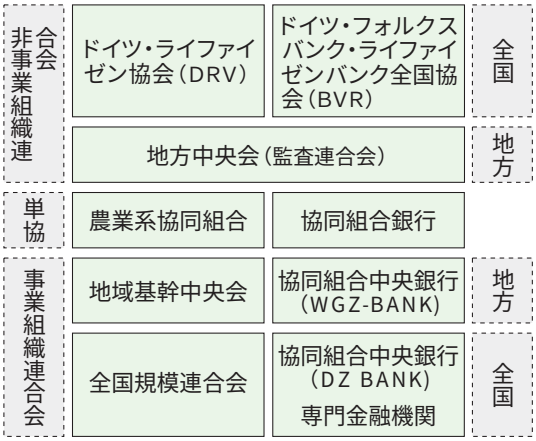

資料　DGRV　ホームページ（http://www.dgrv.de/en/cooperatives.html）を参考に筆者作成

第2図　ドイツ協同組合銀行の兼営組合比率

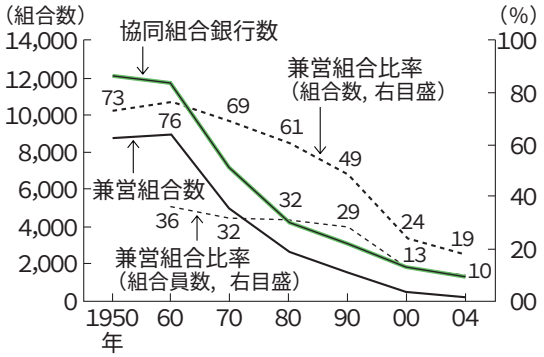

資料　DG BANK "*Die Genossenschaften in der Bundesrepublik Deutschland* 1991 *Statistik*", DG VERLAG "*Die deutschen Genossenschaften* 2005"

(2) 定款自治

ドイツの農業系協同組合と協同組合銀行の組合員制度の特徴は，組合員制度を規定する大部分について，定款によって規定することができることである。

すなわち，定款では，第１表のとおり，事業目的を規定しなければならず（絶対的記載事項），組合員資格における地域限定，員外利用，複数議決権，複数出資については，それを採用する場合，定款に規定しなければならない（相対的記載事項）。また，地域以外の組合員資格を定款で規定することもできる。

第1表　協同組合法による定款の絶対的記載事項と相対的記載事項の規定

絶対記載事項	・協同組合の名称および所在地 ・事業目的 ・追補責任についての規定 ・総会の招集, 決議の記録形式, 議長 ・公告の形式, 公告に用いる公刊紙 ・出資金限度金額, 最低出資金払込金額 ・法定積立金
相対的記載事項	・複数口数出資 ・協同組合の存立期限 ・組合員資格における地域の限定 ・事業年度 ・複数議決権 ・特定多数決事項 ・員外取引

資料　小楠（2003）

(3) 組合員資格

農業系協同組合，協同組合銀行とも，組合員資格を原則限定してない。協同組合共通法においては，協同組合全体の法律であるため，当然資格を限定しない。また，中央会が作成する農業系協同組合および協同組合銀行の標準定款においても，「自然人，人的会社，私法または公法による法人」とされており，限定していない。それ以上の限定は，各協同組合の定款による。協同組合の定款全体についての統計データはないので正確なところはわからないが，大多数の農業系協同組合および協同組合銀行の定款では組合員資格を限定していないようである。（注２）

このうち組合員資格を限定している例を紹介すると，協同組合銀行のうち，APOバンクは，定款で組合員を薬剤師，医師，歯科医，獣医および医療関係組織に限定している。ニッチで成長性の高い分野として戦略的に医療関係者に限定しているのである。ただし，このように組合員資格を限定している事例は協同組合銀行のなかのごく少数である。

また，農業系協同組合では，市場構造法の組織で公的支援（補助金）の対象となる「生産者共同体」であることを選択した場合には，農業もしくは漁業分野の経営主であり，生産者共同体として承認を受けることができる生産物を生産することを，組合員資格として定款に記載しなければならない。このように農業系協同組合では公的支援との関係で定款に組合員資格を限定している場合もある。（注３）これ以外に生産者共同体に関係なく組合員資格を限定する例もあると思われる。

このように，大多数の組合では組合員資格を定款で限定していないが，組合員資格の取得には協同組合による承認が必要であるため（協同組合共通法による），協同組合側が不適当と判断すれば組合員の加入を断

ることができる。

（注２）05年10月のDZ BANKヒヤリングによる。
（注３）05年10月のDZ BANKヒヤリングによれば，00年において生産者共同体は1,079であり，うち60～70％が農業系協同組合（全体では3,800）とのことである。

(4)　出資

出資については，定款によって複数出資を可能とすること，また複数出資を義務とすることを規定することができる。複数出資の基準としては，組合員平等でも，組合利用度，組合員の経営に関する指標によることもできる。

(5)　議決権

協同組合法では，総会，総代会における議決権は１人１票とされているが，定款によって複数議決権を規定できる。ただし，複数議決権は１人３票を限度とし，また定款の変更，合併，解散等の特別多数決事項には複数部分を行使することはできない。複数議決権は総代会制の場合の総代には認められない。

(6)　員外利用

員外利用を認める場合には定款で規定することが義務付けられている。

多くの協同組合銀行で，「大口の融資は組合員対象」と定款に記載しており，（注４）したがって，大口の融資以外については員外取引が行われているのが一般的とみられる。こうしたなかで，シュパルダバンクでは，クレジットカード決済など一部を除き銀行業務を組合員に限定している。同行では組合員に限定して高金利の預金などの有利なサービスを提供し，組合員は増加している。

員外利用については，各協同組合が状況に応じて柔軟に定めていると考えられる。

（注４）05年10月のDZ BANKヒヤリングによる。

(7)　1973年の協同組合法大改正

これまでみてきたように，ドイツの協同組合では組合員制度について定款がその多くを規定できる仕組みであるが，キーワードを「定款自治の拡大」とした73年における協同組合法の大改正によって，さらに定款による選択の範囲は拡大した。

この改正は，①自己資本調達力の強化，②業務執行力の強化，③その他の法的整備を目的とした多様なものであり，そのなかには，複数議決権の導入，追補支払義務を伴わない出資金制度の導入など組合員制度に関連する事項も含まれている。

また，協同組合法は員外貸出を禁止していたが，73年の改正で削除された。（注５）

改正事項の大半は各組合の選択肢を広げるものであり，そのなかから各組合の判断で選択し，定款に規定することを可能としたのである。

（注５）小楠（2003）によれば，員外貸出規定は法人税率優遇との見合いで規定され，さらに員外貸出禁止を削除した２年後の75年には金融機関関税制の実質平等化が行われた。

２　フランスの協同組合の組合員制度

(1)　フランスの協同組合の概要

フランスの協同組合は，その全国組織

（GNC）によれば，非金融協同組合と金融機関，さらに社会的経済組合という３つのグループに分類され，非金融協同組合は，さらに利用者協同組合，事業協同組合，生産・労働協同組合に分類される（第２表）。

本稿では，このうち事業協同組合である農業協同組合（以下「農協」）と金融機関のうち最大のクレディ・アグリコルを対象とする。

03年における農協の事業体数は3,500（協同組合，連合会，農業共同利用組合合計）であり，その子会社は1,500，売上高は770億ユーロである。また，組合員数は110万人である（99年）。農協のうち複数分野の事業を行う多目的農協は全体の３％であり，大多数は分野別の農協である。分野別にはワインなどのアルコール飲料（組合数構成比21％），家畜の集荷・飼料供給（同16％），牛乳（同13％），果実，野菜などがあり，それぞれが分野別に連合会を作っている（第３図）。また，株式会社形態の系列会社を作ることもよくみられる。

クレディ・アグリコルは，地区金庫，地方金庫，全国金庫の３段階からなる（第４図）。また非事業組織として全国連合会がある。全国金庫と地方金庫が金融業務を行い，地区金庫は金融業務を行わない。組合員が加入し，出資しているのは地区金庫であり，地区金庫は組合員，出資の管理を行うとともに理事会が地方金庫の貸出審査委員会に出席する。全国金庫は株式会社であり，地方金庫と地区金庫が協同組合である。本稿の組合員制度の対象としているのは地

第2表　フランスの協同組合

非金融機関協同組合	
利用者協同組合	
	消費者協同組合，住宅協同組合
事業協同組合	
	農業協同組合，手工業者協同組合，輸送協同組合，海事協同組合，小売業協同組合，その他事業協同組合
生産・労働協同組合	
	労働者協同組合
社会的経済組合	
金融機関	
	クレディ・アグリコル，バンク・ポピュレール，クレディ・ミューチュアル，クレディ・コーペラティフ，クレディ・マリティム，相互保証会社，銀行協同組合，ケス・デパルネ等

資料　Higher council for cooperation “*Higher council for cooperation 2000 Co-operative movements in the European Union*”

第3図　フランス農協の活動別協同組合数構成比

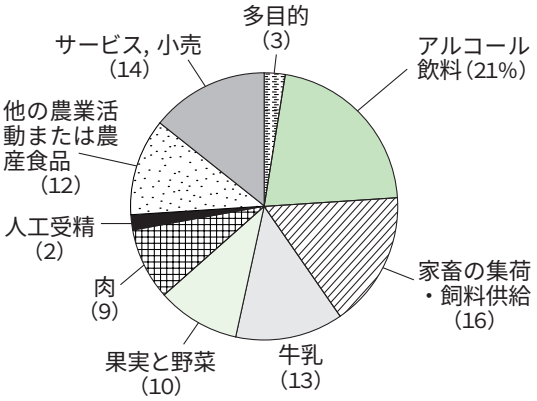

資料　Coop de France "LA COOPERATION AGIRICOLE FRANCAISE" October 2004
（注）　子会社を含む5,000事業体の内訳。

第4図　クレディ・アグリコル・グループの概要

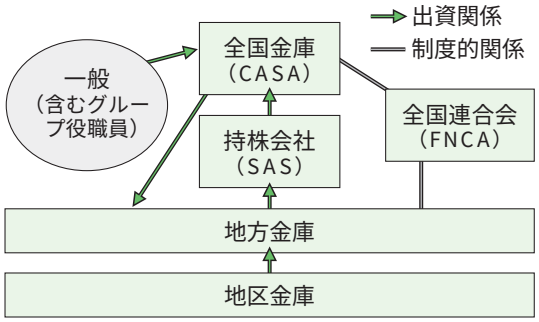

資料　FNCA資料をもとに筆者作成

区金庫の組合員である。

農協とクレディ・アグリコルの関係については，クレディ・アグリコルは農業関係の融資に比較的積極的であるため，小規模の農協や農業者は融資についてクレディ・アグリコルを中心に利用し，大規模な農協や農業者は他金融機関とも取引する傾向がある。農業者は必要であれば農協の組合員であるとともに，クレディ・アグリコルの組合員となっている。農協がクレディ・アグリコルの組合員となることも，クレディ・アグリコルが農協の準組合員となることもある。(注6)

以下では，農協とクレディ・アグリコルの組合員制度をそれぞれ紹介する。

（注6）05年10月のCoop de Franceヒヤリングによる。

⑵　農協の組合員制度

a　特別法と模範定款

フランスの農協には，税制面での優遇措置（組合員取引について事業税免税，但し員外取引は課税等）があり，また歴史的には財政的な支援も受けてきた。それらを背景に，農協は，農協法によって組合員資格等が定められているとともに，次のような当局による認可，管理も行われている。すなわち模範定款は農林省が作成しており，当局による認可否認の理由ともなるため各農協の定款は模範定款を尊重しなければならない。また，毎年農協の活動が定款に一致することを表す資料を当局に提出する。

b　組合員資格

フランスの農協の組合員には，正組合員（associé coopérateur）と準組合員(注7)（associé non coopérateur）の２種類がある。正組合員たる資格を有するものは，農業者，林業者の資格を有する個人・法人，これと同等の機能を有するもの，共同経営組織，その組織する団体である。準組合員たる資格を有するものは，正組合員であったもの，農協とその周辺会社の職員，正組合員資格を有しない組織，農業会議所，農業共済保険金等である。

以上の組合員資格は，農協法に定められており，準組合員については，定款でこれらの資格者の加入を認めることができるとしている。定款で準組合員加入を認めないことも可能である。

c　員外利用

農協法では，組合員でない第三者の利用を20％まで認めている。非組合員との事業は特別会計の対象とし，それによる剰余金は内部留保として積み立て，組合が損失を補てんする場合のみ使用でき，組合員に配分することはできない。

d　組合員の権利と義務

正組合員は当然のことながら準組合員についても利用は制限されていない。

正組合員は事業量に比例して出資を行い，活動の全部または一部について組合を利用する契約を結ぶ義務がある。その契約内容や期間等は定款で規定するが，契約期

間内の脱退は原則認められない。

また，準組合員の出資は正組合員と区分経理を行う。

議決権について，農協法は，出資者（正組合員と準組合員）は総会において１人１票の議決権を有するが，定款によって議決権の加重を定めることができるとしている。準組合員全体では総会における議決権の５分の１を超えて保有することはできないと上限が定められている。なお，個々の準組合員も議決権の100分の10を超えて行使できない。員外利用者には議決権はない。

このように，利用，出資および議決権については，正組合員，準組合員，員外利用者ごとに明確に区別がされており，準組合員に議決権を与え，員外利用を一定の範囲まで認めつつも，正組合員中心の事業の利用，出資，運営が行われる仕組みが工夫されていることがわかる。

e　1972年農協法改正

このように，正組合員だけでなく，準組合員の出資・参画，員外の利用も取り入れた組合員制度となったのは，72年の農協法改正がその第一歩であるとみられる。これはEC内の競争激化に対応するために農協の競争力強化をはかったものであり，定款において，以下の事項の選択を可能とすることにより，組合員制度にかかわるいくつかの原則が緩和された（第３表）。

第3表　1973年の農協法改正の内容

・員外取引禁止の緩和（事業分量の20%まで，ただし員外取引分は課税）
・複数議決権の導入（総会出席者の20分の1まで）
・連合会への加入者拡大
・非組合員（non-coopérateur）の資本参加（総会票決権の20%まで，理事会の1/3まで）

資料　二木・今川・蔦谷（1983）
（注）資本参加した非組合員は，本稿でいう準組合員となる。

（注７）“associé non coopératif”を準組合員としているのは、正組合員（associé coopératif）に近い者に出資をさせ経営への参画を一定程度認めた点から、「組合員の範疇に含めてよい性格である」として「準組合員」とした小楠氏の訳による。

(3)　クレディ・アグリコルの組合員制度

a　組合員資格と利用のオープン化

現在では，クレディ・アグリコルの組合員になるには，出資金を出すという誓約書を書くだけでよく，誰でも組合員となれる。また，利用者になる，すなわち口座を保有するには，身分証明書と住居証明さえあればよく，誰でも利用者になることができる。また，組合員と非組合員との間に利用上の違いは全体としてはないが，一部には定款で借入は組合員でなければならないと規定しているところもある。（注８）

なお，組合員の議決権についての規定は農業信用法にはなく共通法に規定されるので，１人１票であり，利用量に比例した出資についても規定されていない。

b　組合員資格と員外利用緩和の制度改正

クレディ・アグリコルは，財政資金を農業分野に供給するという政策のために協同

組合を活用するべく制度化されたものであった。したがって，当初，組合員資格は，農業生産者およびその組織する団体に農業信用法上は限定されていた。

それが，農業金融に限定された金融機関から非農業分野にも取り組み，一般金融機関化していくとともに，組合員制度の緩和も進められた。

1959年に人口２千人以下の地域における居住目的の不動産所有者に出資が認められ，71年の「農業から農村へ」をキャッチフレーズにした制度改正では，農村地帯（人口５千人以下）の個人および小規模事業主のほぼすべてに加入資格が与えられ，さらにその農村地帯の範囲が，76年には人口7,500人未満，79年には１万２千人へと拡大した（第４表）。

さらに，92年の政令によって，金融機関のサービスを利用しようとしたものを組合員として承認する可能性を，定款によって定めることができることになった。すなわち定款によって，農村地帯に限らず，個人・法人を問わず，誰でも組合員とすることができることになった。

また，79年の政令により，組合員の条件を満たさないもののうち，「利用者」“usager”としての資格を満たすものを指定して，これに対して金融サービスを行うことができることとした。その対象は順次追加され，食品関連企業，商業，工業，サービス業，不動産所有者，建設業者，組合等の組織，個人（家計に必要な資金について），公法上の法人，混合経済会社等大変広い範囲を対象とし，これによって事実上誰でも利用者となることができるようになったと考えられる。

（注８） 05年10月のFNCAヒヤリングによる。

第４表　クレディ・アグリコルの組合員資格

改正年	改正内容
1959年以前	・農（林）業関係の諸団体の構成員，農業周辺・組織機関
59年追加	・農村コミュンに居住用不動産を所有する者
65年追加	・農村地帯に在住し主として農業のため事業を行う手工業者（常用者2名まで）
71年追加	＜農村地帯（1971年当時5千人未満のコミュン，ただし人口5万人を超える市街化区域の一部となる2,001人から5,000人未満のコミュンを除く）において＞ ・農村在住の手工業者 ・農林業企業 ・農林用地を有する個人・法人 ・獣医・測量士・薬剤師 ・農村の利益に資する各種組織 ・農村地帯に主たる住居を有する勤労者，退職者 ・農村地帯にセカンドハウスを所有する者
76年変更	＜農村地帯の人口上限7,500人未満＞
79年変更	＜農村地帯の人口上限12,000人未満＞

資料　小楠（2001）

むすび

最後に，注目される３つのポイントについて取りまとめて，むすびとしたい。

(1)　政策目的と組合員制度の法的限定

第１は，協同組合が政策の遂行をその役割としているかどうかが，法律上の組合員制度限定に大きく影響していることである。ドイツでは組合員制度の多くが定款にゆだねられているが，一方フランスでは種類別協同組合法によって組合員資格等が限定されているという違いからもこのことは読み取れる。一方，ドイツの一部の農業系

協同組合は，公的支援の対象となるために生産者共同体を選択しているが，その場合には必要とされる組合員資格等を定款に規定している。すなわち，自主的に公的支援の対象を選択する場合には法律上ではなく定款に定めるという方法がとられている。

⑵　組合員制度の変化への対応

第２は，環境変化に組合員制度が対応する際には，定款の変更による方法と法律改正によるという方法があることである。ドイツにおいては組合員制度に係る多くが定款に委ねられている上に，1973年の協同組合共通法大改正によって，さらに複数議決権の導入など定款に委ねられる部分は広がった。一方，フランスは種類別協同組合法（農協法，農業信用法）により組合員資格等の組合員制度の大半が規定されており，フランスにおいては組合員制度の変更には原則法改正が必要となる。

しかし，フランスにおいても，72年の農協法の改正では，員外取引禁止の緩和や複数議決権の導入等が定款によって選択可能となり，クレディ・アグリコルについても，1992年の政令によって，地域，個人・法人を問わず，誰でも組合員にする可能性を定款によって定めることが認められた。すなわち，定款によって各組合が選択する範囲の拡大が行われている。

環境の変化に，より柔軟に対応するために，また各組合の多様化にも対応することが必要な場合には，法律自体を変更するのではなく，定款による各組合の判断にゆだねるという方法がとられていると考えられる。

⑶　協同組織金融機関の組合員・利用のオープン化と組合員との紐帯強化

このような組合員制度の変更の結果として，現状では，独仏の２つの協同組合金融機関とも実質的に組合員資格は限定されておらず，また員外利用も大口貸出等一部を除き制限されておらず，誰もが組合員にも利用者にもなることができる。そうしたなかで，最近クレディ・アグリコルグループにおいて組合員拡大策が行われ，また地域振興策に積極的に取り組んでいることに注目したい。

クレディ・アグリコルのグループとしての目標は，組合員を現在の利用者の３分の１から２分の１に増加させることである。その目的は，直接的には組合員の核となっている農家が減少傾向にあることへの対応であり，また組合員の増加による出資金の拡大との説明を受けた。このために，顧客に金融商品を提案する際に業務内容を紹介し，組合員加入を勧める，組合員加入のためのキャンペーン広告を行うなどしている。新規に組合員に加入する動機としては，クレディ・アグリコルが地域振興に役立っていることが多い。(注９) また，クレディ・アグリコルの地区金庫の理事は，従来地方金庫の貸出審査委員会への参加を活動の中心としていたのが，最近では地域振興のための予算を持ち，地域振興のために活動している(注10)など，地区金庫，地方金庫とも地域振

興に積極的に活動している。

このように，クレディ・アグリコルにおいて，組合員拡大を推進し，また地域振興の取組みが行われているのは，組合員，利用者の制限を緩和してきた長い歴史を経て，組合員との結びつきの強化や協同組織金融機関としての存在意義の再確認が必要になっているからではないだろうか。

（注９） 05年10月のFNCAヒヤリングよる。

（注10） クレディ・アグリコルグループ年報2004年版によれば，地域振興への取組みとして，グアドループの地区金庫は，珍しい植物の生育環境を守るため，乾燥地帯の池の修復プロジェクトに参加している。

＜参考文献＞

・Ｇ・アシュホフ／Ｅ・ヘニングセン著，関英昭／野田輝久訳（2001）『新版ドイツの協同組合制度―歴史・構造・経済的潜在力』日本経済評論社

・小楠湊（1978）「西ドイツの組合金融」『海外組合金融調査シリーズ』第１集

・小楠湊（1980）「西独・フランスにおける組合金融の環境変化に対する適応とその意義」『農林金融』３月号

・小楠湊（2001）「フランスの協同組合と組合金融の法的構造――農協とCrédit Agricoleを中心に」『総研レポート』12調一No.9

・小楠湊（2003）「ドイツ協同組合と組合金融の法的構造――協同組合銀行の組織と業務」『総研レポート』14調一 No.8

・津守英夫（1979）「フランスの農協事情」『海外組合金融調査シリーズ』第８集

・農林水産業生産性向上会議（1975）「ヨーロッパの農業金融」『海外農業金融視察報告書』83

・比企朋子（1996）「フランス協同組合金融機関の現状と展望」『農林金融』10月号，P.17-49

・二木三郎，今川直人，蔦谷栄一（1983）「欧州農協制度等実態調査報告書」『調査資料』58第10号

・Coop de France（2005）“ *Agricultural Cooperation in France* ”

（主任研究員　斉藤由理子・さいとうゆりこ**）**